

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回臨時会

大船渡地区環境衛生組合

平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回臨時会会議録

平成 29 年 12 月 27 日(水)午後 1 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 日程第 6 議案第 4 号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5 号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	2 番	奥山 行正 君
3 番	東 堅市 君	4 番	船砥 英久 君
5 番	泉田 是重 君	7 番	今野 善信 君
8 番	渕上 清 君	10 番	滝田 松男 君

欠席議員(0 名)

遅刻議員(0 名)

早退議員(0 名)

当局出席者

管 理 者	大船渡市長	戸田 公明 君
副 管 理 者	大船渡市副市長	高 泰久 君
副 管 理 者	住田町長	神田 謙一 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	今野 芳彦 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田 由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原 ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。ただいまから平成 29 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 29 年度分、平成 29 年 10 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査の結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上で諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 9 番菅野浩正君、10 番滝田松男君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは私から議案第 1 号についてご説明を申し上げます。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。これは、育児休業の再度の取得等ができる特別な事例の緩和、非常勤職員の育児休業期間について、最長 2 歳まで再度の延長ができる場合を定めるものでございます。お開き願います。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第 1 号説明要

旨により説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして、条例改正新旧対照表を参考にいただきたいと思います。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1、本則でございます。第1条、第2条、第2条の3は文言を整理するものでございます。第2条の4、非常勤職員の育児休業の期間を子が2歳に達する日まで再度の延長ができる場合を定めるものであります。第2条の5、条項を整理するものでございます。第3条、再度の育児休業をすることができる特別な事情として、育児休業に係る子が保育所に入ることができないこと等を加えること等を定めるものでございます。第4条、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、育児休業に係る子が保育所に入ることができないこと等を加えることを定めるものでございます。第10条、育児短時間勤務終了後1年以内に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別な事情として、育児休業に係る子が保育所に入ることができないこと等を加えることを定めるものでございます。2、附則でございます。この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第4、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございます。岩手県の例に準じて、一般職の職員の給与を改正しようとするものでございます。今回の改正は、平成29年10月における岩手県人事委員会勧告に準じまして、職員の勤勉手当と給料月額について改定するものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市及び住田町におきましては、いずれも本条例案と同様に規定しているところであります。お開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配

りしております議案第2号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。説明要旨の2ページをお開き願います。議案第2号説明要旨。1、本則でございます。第1条による改正。第23条、平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の90に引き上げるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の40から100分の45に引き上げることを定めるものでございます。別表第1は、一般職の職員の給料月額を引き上げるものでございます。第2条による改正。第23条、勤勉手当の支給割合を100分の87.5に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の42.5に改めるものでございます。2、附則でございます。第1条、この条例の施行期日等を定めるものでございます。第2条、平成29年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号級の調整について定めるものでございます。第3条、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めるものでございます。第4条、この条例の施行に関し必要な事項について、規則への委任を定めるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君）以上で提出者の説明を終わります。議案第2号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君）以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松龍一君）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君）次に日程第5、議案第3号、平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君）それでは議案第3号についてご説明いたします。議案書の議案第3号をお開き願います。議案第3号、平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。それでは別冊の平成29年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）により説明させていただきます。1ページをお開き願います。

平成29年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,847万

4,000円とする。2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。お開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。第1款分担金及び負担金、1項分担金54万2,000円の増。これは、事務費分担金の増でございます。次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。第2款総務費1項総務管理費、22万2,000円の増。第3款衛生費1項清掃費、32万円の増。第2款総務費、第3款衛生費とも給与改定に伴う職員人件費の増によるものでございます。以上、補正額の合計は54万2,000円の増で、歳出の合計額を2億2,847万4,000円とするものでございます。なお、補正予算に関する説明書の説明は、省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第3号について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号は原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松隆一君） 次に日程第6、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理に関する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第4号についてご説明いたします。議案書の議案第4号をお開き願います。議案第4号、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことの協議及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の既定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員が配置されなくなることから、同日をもって同組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行うものでございます。

お開き願います。別記でございます。岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更す

る規約。岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第2第1号中、滝沢・雫石環境組合を滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合に改める。

附則、この規約は、平成30年4月1日から施行する。なお、資料といたしまして、規約変更新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松隆一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第4号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松隆一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小松隆一君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松隆一君） 次に日程第7、議案第5号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第5号についてご説明いたします。議案書の議案第5号をお開き願います。議案第5号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて。平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別記のとおりとするものの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の既定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございます。平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うものでございます。お開き願います。別記でございます。財産処分に関する協議書。平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を次のとおり定める。以下の内容は要約して説明させていただきます。紫波、稗貫衛生処理組合がこれまで岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当負担金の総額から事務費の総額を控除した額が、組合が紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当総額を超える場合は、組合がその額のうち、共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、不足する場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその額を組合に納付するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松隆一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第5号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松隆一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松隆一君） 起立全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本臨時会に提出されました一切の案件が議了いたしました。

これをもって平成29年大船渡地区環境衛生組合議会第2回臨時会を閉会といたします。本日はご苦労さまでございました。

午後1時24分閉会